都道府県・経済団体からの意見への対応方針について

○国土強靱化の推進にあたっては、府省庁横断的に、地方公共団体や民間とも連携して進めることが重要であることから、強靭性確保のために必要と考えられる政府の取り組みについて、都道府県及び経済団体それぞれの視点から、意見提出を依頼した。

[意見提出を得た団体(平成25年4月~6月)]

• 都道府県: 47都道府県

- 経済団体:日本経済団体連合会、日本商工会議所、経済同友会、新経済連盟、 北海道経済連合会、東北経済連合会、北陸経済連合会、中部経済連合会、 関西経済連合会、中国経済連合会、四国経済連合会、九州経済連合会
- 〇各団体からは合計約1,200件の意見提出があり、意見内容に応じて「一般的施策」、「個別事業」、「規制緩和」、「その他」に4分類すると、それぞれ以下のような状況となっている。
 - ①一般的施策:約890件
 - ・公共施設の耐震化の促進等、特定の地域に限定されない施策等
 - ②個別事業:約70件
 - □□地区□□事業の推進等、特定の地域に係る事業の推進等
 - ③規制緩和:約60件
 - 法令等による規制の緩和等
 - ④その他必要な取り組み:約200件
 - ・「12の施策分野」、「事前に備えるべき8の目標」に分類できないもの等
- 〇各団体から提出された意見については、施策分野別の対応方針の検討等の参考にするとともに、個別意見毎に所管する府省庁において検討を行ってきており、「府省庁における検討状況」及び「個別の意見に対する対応事例」をそれぞれ別紙1及び別紙2に示す。
- 〇今後は、引き続き所管府省庁において検討を行い、可能なところから施策に反映させる等の対応を図ることとする。

都道府県・経済団体からの意見への対応状況整理表

(単位:件数)

| | 都道府県・経済団体 からの意見 | 所管省庁による検討結果 | | | |
|----------------|--------------------|---|---------------------|------------------------|-------------------|
| | | ①現行制度において 対応 (現行制度で対応 中、現行制度で対応 可能) | ②平成25年度中に 実施するもの | ③実施を前提として 検討に着手したもの | ④その他 (対応を検討中等) |
| I 都道府県からの意見 | | | | | |
| (1)一般施策関係 | 790 | 258 | 26 | 36 | 470 |
| (2)個別事業関係 | 73 | 16 | 4 | 4 | 49 |
| (3)規制緩和関係 | 8 | 2 | 0 | 0 | 6 |
| (4)その他必要な取り組み等 | 199 | 49 | 25 | 10 | 115 |
| 小 計 | 1,070 | 325 | 55 | 50 | 640 |
| Ⅱ 経済団体からの意見 | | | | | |
| (1)一般施策関係 | 99 | 21 | 13 | 9 | 56 |
| (2)個別事業関係 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| (3)規制緩和関係 | 50 | 23 | 0 | 0 | 27 |
| (4)その他必要な取り組み等 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 小 計 | 149 | 44 | 13 | 9 | 83 |
| 合 計 | 1,219 | 369 | 68 | 59 | 723 |

都道府県・経済団体からの意見への対応 (対応事例)

1 一般施策関係

1-① 緊急消防援助隊等の充実

・引き続き、緊急消防援助隊など、消防機関同士の応援に係る取組を国としても積極的に進めるとともに、必要かつ十分に地方に対する財政面及び制度面等において支援すること。

【実施を前提として検討に着手】

- ・東日本大震災での課題を踏まえ、大規模災害時において緊急消防援助隊が迅速 かつ的確に活動できるよう、本年度中に、消防組織法第45条に基づき策定して いる「緊急消防援助隊の編成及び施設の整備等に係る基本的な事項に関する計 画」等を見直し、広域応援体制の整備と運用の充実を図ってまいりたい。
- ・財政面については緊急消防援助隊設備整備費補助金及び消防組織法第50条に基づく消防車両等の無償使用制度の充実により、緊急消防援助隊の活動に必要な設備の整備について、引き続き、充実強化を図ってまいりたい。(総務省)

1-② ため池の耐震設計基準の見直し等

・ため池や排水機場、用排水路のうち、地震発生時に崩壊する恐れのある施設の耐震対策を実施する震災対策農業水利施設整備事業等を促進するとともに、ため池については東日本大震災を踏まえ、想定される大規模地震に対応できるよう耐震設計基準の見直しを早期に行う必要がある。

【実施を前提として検討に着手】

- ・東日本大震災の教訓を踏まえ、農業水利施設の耐震対策を推進していくため、 ため池等の農業水利施設の点検や耐震対策等の実施に必要な予算の確保に努め る。
- ・また、研究機関とともに、ため池の大規模地震に対する合理的かつ簡易な耐震 照査技術を開発するための解析方法等を検討しているところ。
- ・この結果については、地方自治体等の意見も聞きながら、設計指針に反映している予定としている。(農林水産省)

1-③ 玄米の適正備蓄量の確保等

・大規模災害発生直後に発生が想定される米の需要の増加、精米供給能力の 低下に対し、玄米の適正備蓄量の確保および精米備蓄手法の早期確立が必 要と考えられる。

【現行制度で対応】

- ・政府備蓄米については、不作等により国民に対する供給量が不足する事態に備えているものであり、地震等の災害による緊急事態において、一時的に供給が 滞る場合にも対応できる仕組みとなっている。
- ・また、品質劣化を防止する観点から玄米での備蓄を行っているが、東日本大震 災の経験を踏まえ、災害時においてより迅速な備蓄米の供給が可能となるよう、 平成24年度から、政府備蓄米の一部を活用して試験的に精米形態での備蓄を実 施している。(農林水産省)
- 1-4低頻度大規模災害に関する調査・研究・観測体制等の整備
 - ・低頻度大規模災害(大規模地震、津波、火山、深層崩壊等)に関する調査・研究・観測体制等の整備
 - ・特に大規模地震、津波に関する日本海側における調査・研究が遅れている ため、それらの促進が必要

【現行制度で対応】

- ・政府では、地震調査研究推進本部(本部長:文部科学大臣)を中心に地震調査 研究の推進を行っている。気象庁では、ここでの検討結果を踏まえ、関係機関 の協力も得つつ、地震・津波観測体制の強化に努めている。
- ・日本海側の道府県において津波浸水想定の設定の検討に資するよう、国土交通 省において内閣府(防災担当)と文部科学省の協力を得て、平成24年度より「日 本海における大規模地震に関する調査検討会」を開催し、日本海における大規 模地震・津波に関する検討を行っている。
- ・深層崩壊に関する調査・研究や観測については既に着手しており、今後も継続 する予定。
- ・低頻度大規模災害(大規模地震、津波、火山、深層崩壊等)に関する調査・研究・観測体制等の整備のあり方について、有識者会議等の提言を関係省庁に周知、又は必要に応じて将来のあり方について有識者会議等で検討する。 (内閣府、国土交通省)

1-5ユビキタス技術の活用

- ・ユビキタス技術を活用したまちづくりを推進するため、ICタグや情報機器を、道路付属物として位置付けるなど、所要の制度改正を行うとともに、位置特定技術をまちの活性化や観光振興に使用できる仕組みを創設すること。
- ・民間と連携した機器等の技術開発を進めるとともに、情報基盤整備が促進 されるよう、支援を実施すること。

【現行制度で対応】

・ユビキタス技術を活用したまちの活性化や観光振興については、障害者の外出機会の増進や外国人案内の充実の観点から「ICTを活用した歩行者移動支援の推進」を行い、関連技術開発等を進めてきたところ。今後、その検討成果を踏まえ、地元の自治体等がまちづくり等に活用できるための支援策について検

討して参りたい。

・なお、道路情報管理施設等、道路の構造の保全、安全かつ円滑な道路の交通の 確保その他道路の管理上必要な施設又は工作物として、道路法第2条第2項に 掲げられているものについては、現在でも道路附属物として認められていると ころ。(国土交通省)

【実施を前提として検討に着手】

- ・ICTによる様々な課題の解決や地域の活性化を目指し、平成24年度から「ICT 街づくり推進事業」に取り組んできているところ。また、平成26年度概算要 求施策として、「G空間×ICT推進会議」の提言を踏まえ、G空間情報を利活 用した地域活性化や観光振興等を支援する施策についても要望しているところ。
- ・民間と連携した機器等の技術開発については、今後とも所与の研究開発に努めるほか、情報通信基盤整備が促進されるよう平成26年度概算要求において、地域住民等が災害時でも確実に携帯電話等を通じて情報を入手できるよう、耐災害性の高い無線LAN等の機能を有する防災情報ステーションを整備する「地域ICT強靱化事業」を要望しているところ。(総務省)

1 - ⑥TEC-FORCE派遣等の支援

・大規模災害時にはTEC-FORCEの早期派遣、災害応急対策に対する技術的支援、 早期復旧にかかる人的支援

【現行制度で対応】

- ・TEC-FORCEは、大規模な自然災害に際して被災状況の把握や被災地方自治体の支援を行い、被災地の早期復旧のための技術的支援を迅速に実施することを目的に派遣される。
- ・平常時から関係機関と連絡を密にとり、大規模災害発生時にはTEC-FORCEの早期派遣に努めたい。(国土交通省)

1-⑦石油コンビナート等防災対策

・石油コンビナート等防災について、県石油コンビナート等防災計画と特定 地方行政機関や関係市町村の各種防災関連計画・各種対策との整合性の確 保。また、発災時における各対策本部間の情報共有や活動調整をはじめと する対策・体制の一元化。

【現行制度で対応】

- ・石災法上、石油コンビナート等特別防災区域が所在する都道府県には、知事を本部長とする石油コンビナート等防災本部を置くとしている(石災法第27条)。 さらに、石災法第31条に基づき特別防災区域に係る防災について石油コンビナート等防災計画を定めることとされている。
- ・当該防災本部の構成員は、特定地方行政機関、陸上自衛隊の方面総監、警察本部長、特別防災区域の市町村長と消防長、特定事業者の代表者等であり(石災法第28条)、関係者の連携や情報の交換は行われていると考えている。
- 引き続き、訓練等を通じて、連携強化を図っていく必要がある。そのため、平

成25年度において石油コンビナート等防災本部のあり方について検討を行う予定である。(総務省)

1-8装備資機材等の整備

・装備資機材の整備拡充や、交通安全施設等の効果的な整備が必要。

【現行制度で対応】

・警察庁では、各都道府県警察の配備状況のバランスを考慮しつつ、順次、大規模災害対策のための装備資機材・車両等の配備を実施中。また、交通管制センターや信号機電源付加装置等の災害に備えた交通安全施設の計画的な整備・戦略的な維持管理を引き続き推進するとともに、必要な予算の確保に向けた取組を行う。(警察庁)

1-9防災ネットワークの構築

- ・復興道路・復興支援道路の整備
- · 事前防災 · 減災対策
 - ①道路ストックの総点検・老朽化対策、②道路の防災・震災対策

【その他の対応】

- ・復興道路・復興支援道路については、平成23年度補正予算で未事業化区間(延長224km)を新規事業化。新規事業化した区間では、順次、測量や用地買収に着手し、一部区間では事業化から1年を待たずに工事に着工するなど、早期整備に努めているところ。
- ・①今後、インフラが急速に老朽化していくことを踏まえ、「国民の命を守る公共事業」として維持管理・更新、老朽化対策にしっかり取り組む必要がある。そのため、事前の備えとして適切に調査・点検を行い、その結果に基づいて計画的に修繕を進めているところであり、引き続き老朽化対策を実施してまいりたい。
- ・②道路の防災・減災対策については引き続き支援してまいりたい。(国土交通省)

1-⑩橋梁の耐震化等

橋梁耐震強化事業及び橋梁長寿命化修繕事業を推進。

【その他の対応】

・今後、インフラが急速に老朽化していくことを踏まえ、「国民の命を守る公共事業」として維持管理・更新、老朽化対策にしっかり取り組む必要がある。そのため、事前の備えとして適切に調査・点検を行い、その結果に基づいて計画的に修繕を進めているところであり、引き続き老朽化対策を実施してまいりたい。 また、橋梁の耐震化について引き続き支援してまいりたい。(国土交通省)

1-⑪自治体クラウドの整備

・自治体クラウドに対する国の支援策は対象経費が限られているほか、単独 で外部のデータセンター等を活用して情報システムを統合する地方公共団 体は支援の対象とならないため、支援策の拡充が望まれる。

【対応を検討中】

・総務省の推進している「自治体クラウド」とは、複数の地方公共団体が共同で情報システム等を管理運営することにより、割勘効果による経費削減や業務の標準化による効率化等を図るためのものであり、この観点から総務省では複数の地方公共団体によるクラウド化について財政措置を講じているところ。なお、今後の自治体クラウドの取組みの加速に係る方策については、現在検討しているところ。(総務省)

2 規制緩和関係

2-① 農地の転用許可の緩和

- 規制緩和など防災特区的な発想
 - 農地の転用許可において現実問題として妨げとなっている事例

【その他の対応】

- ・農林水産省としても、地域の防災対策を円滑に進めることは重要であると認識している。
- ・農地転用制度は、地域で必要な農地の転用需要に応えながら、優良な農地を保全していく仕組みとしており、農業上の利用に支障が少ない農地に転用を誘導していくことが基本であると考えている。
- ・なお、第183回通常国会に提出され、継続審議となっている「東南海・南海地震 に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法の一部を改正する法律案」に集 団移転促進事業に係る農地法の特例(市町村が集団移転促進事業を行う場合の 農地転用許可要件の緩和)が盛り込まれているところ。(農林水産省)
- 2-②災害時における自動車運転手の勤務時間に係る規制の弾力的運用
 - ・災害時における自動車運転手の勤務時間に係る規制の弾力的運用 【労働基準法、道路運送法、貨物自動車運送事業法】

【その他の対応】

- ・運転者の勤務時間については、運転者の労働時間等の改善が過労運転の防止に も資することに鑑み、「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準」(平成 元年労働省告示第7号)により定められているところである。
- ・災害時であっても、交通事故を防止の重要性は変わるものではないと考えている。ただし、「貨物自動車運送事業の事業用自動車の運転者の勤務時間及び乗務時間に係る基準」(平成13年国土交通省告示第1365号)で規定されている1の

運行が144時間を超えてはならないという規定については、被災地等における適切な休息を取得できる環境等を確保していることを条件に弾力的運用を検討することは可能である。(国土交通省)

3 その他必要な取り組み等

- 3-①応急避難所となった学校の早期再開
 - ・学校施設は、子どもたちが一日の大半を過ごすなど生活の場でもあることから、応急避難所となった学校の早期再開を図るため、早い段階で避難者に対して学校施設以外の避難所への移動等、住環境の提供が必要である。

【平成25年度中に実施】

- ・平成24年度の「避難所における良好な生活環境の確保に関する検討会」報告書を踏まえ、「避難所における良好な生活環境の確保に向けた取組指針」を策定し、
 - ・避難所の設置は応急的なものであるため、避難所とした施設本来の施設機能 を早期に回復することが必要であることから、上記の施策を講じるのと平行 して、できるだけ避難所の早期解消を図ること
 - ・ 避難所の解消を円滑に進めるため、住宅の応急修理の実施、迅速な応急仮設 住宅の設置又は民間賃貸住宅の借り上げを行うこと

を盛り込むなどにより、国として積極的に取り組んでまいりたい。(内閣府)

- 3-②旅館・ホテル等の2次避難所としての機能確保
 - ・大規模災害に際し、学校体育館等公共施設等における1次避難所の不足が 予想される。このため、あらかじめ、旅館ホテル等に、2次避難所として の機能を補完させることによって、避難者の避難生活での負担を軽減でき るよう、あらかじめ対応しておく必要があると思料する。

【平成25年度中に実施】

- ・平成24年度の「避難所における良好な生活環境の確保に関する検討会」報告書を踏まえ、「避難所における良好な生活環境の確保に向けた取組指針」を策定し、
 - ・平常時から避難所を量的に確保することが困難な場合を想定し、発災時に 旅館、ホテル等を活用できるよう事前に協定を締結するなどしておくこと
 - ・ 発災時に設置した避難所の数では不足する場合には、公的宿泊施設、旅館、 ホテル等の借り上げ等により避難所を確保すること

を盛り込むなどにより、国として積極的に取り組んでまいりたい。(内閣府)

3-3広域的な大交流圏の形成

・都市・地方間相互の経済・人的交流が活発化することにより、府県域を超 えた広域的な大交流圏の形成

【対応を検討中】

- ・国土形成計画(全国計画)では、新しい国土像として、多様な特色を持つ広域 ブロックが相互に交流・連携し、その相乗効果により、活力ある国土の形成を 図る方針が示されているところ。
- ・さらに、新しい国土像実現のため、地域間の交流・連携と地域への人の誘致・移動の促進等による持続可能な地域の形成などの戦略的目標を掲げているところ。
- ・今後ともその具体化に向けて検討してまいりたい。(国土交通省)

3-4国が非常時に行う統計調査

・国が非常時に行う統計調査について、被災の状況に応じた効率的・効果的 な実施、及び地方における対応方針の整備

【対応を検討中】

- ・大規模災害の発生時には、調査困難な地域における調査の中止など被災地域の 調査員・自治体職員の被害状況などを踏まえた対応が必要になると考えられる。
- ・平成25年7月23日に行われた統計委員会基本計画部会第3WGにおいては、災害発生時等の備えについて、「今後の大規模災害発生時の対応に向けた課題については、各府省において個別調査ごとに対応する必要があるものと、府省横断的に対応する必要があるものとを整理し、今後の大規模災害発生時の対応に向けて検討する必要がある。」と取りまとめられたところ。
- ・総務省としてもその取り組みが円滑に行われるよう、関係機関と調整してまいりたい。(総務省)